

労働保険への加入は
済ですか？

北海道労働局 総務部 労働保険適用室
☎ 011-709-2311



10月は労働保険
適用促進月間です！

労働者が安心して働ける
職場となるよう、まだ労働
保険に加入していない事業
主の方は加入手続きをして
ください。

労働保険とは
労災保険と雇用保険の総
称で、労働者の生活安定、
福祉の増進などを図ること
を目的として政府が直接管
理・運営している保険です。
労働保険は農林水産業の
一部を除き労働者を1人で
も雇用している事業主は法
人・個人を問わず全て加入
しなければならぬことに

なっています。
・労災保険とは
労働者が業務上の事由ま
たは通勤によって負傷ある
いは不幸にも死亡した場合
に、必要な保険給付を行い
被災労働者やその家族を保
護するものです。また、社
会復帰の促進など労働者の
福祉増進を図るための事業
も行っています。
日々雇用者や学生バイト
なども対象になります。
・雇用保険とは
労働者が失業した場合に、
再就職の促進と生活安定の
ために失業給付を行うこと
もに、在職中の労働者も対
象として失業の予防、雇用
継続の援助、雇用構造の改
善、労働者の能力開発向上
など雇用に関する機能を有
する制度です。
パート・アルバイトなど
も就労形態によっては対象
になります。
加入手続きは
労働保険に加入するには、
労働保険の保険関係成立届
を労働基準監督署または公
共職業安定所（ハローワー
ク）に提出し、その年度分

地域の福祉、
みんなで参加

**赤い羽根
共同募金**

10月1日 ▶ 12月31日

の労働保険料を申告・納付
していただくことになりま
す。併せて、雇用保険の被
保険者となる労働者を雇用
している場合は、雇用保険
の事業所設置届、被保険者
資格取得届を公共職業安定
所に提出していただきます。
なお、事業主自ら手続き
する方法のほかに、事業主
に代わり、これらの事務を
行う労働保険事務組合への
委託や、社会保険労務士へ
依頼する方法もあります。
詳しくは、次のところま
でお尋ねください。

- 旭川労働基準監督署
旭川市大町3条4丁目3
639 1
- 旭川公共職業安定所
富良野出張所
富良野市緑町9番1号
☎ 23 4 1 2 1

10月は、道税の納税推進強調月間です

上川支庁では、10月を納税推進強調月間として、個人事業税、自動車税などの滞納圧縮に努めています。納税のご相談は、上川支庁税務部納税課（☎0166-46-5100）までご連絡ください。

なお、日中納税できない方のために、次のとおり休日窓口を開設します。

▶ 休日窓口
日時 10月23日(日)
9時から17時まで
場所 旭川市永山6条19丁目
北海道上川合同庁舎1階税務部納税課

リサイクルQコーナー

お譲りします！

【お譲りします】
コーヒーマーカー / 調乳ポット / 歩行者 / スキーウェア (100cm・男児用) / 丹前 / 加湿器

【お譲りください】
バスタオル / パソコン / 幼児・児童 (0~12才) 向けの本 / 幼児・児童 (0~12才) 向けのビデオテープ

お問い合わせ・ご連絡先
企画商工課 (広報広聴係) ☎ 52-2115

お譲りください！